

Title	細川哲氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.11 (1976. 11) ,p.72- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19761115-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

これに関連して、二、三の限られた事項に関する研究業績が発表されている。これに対して、手形法上の制度を体系的に研究した研究書の少ないなかで、論者が手形抗弁の問題について、人的抗弁、物的抗弁の両面から総合的、体系的な研究を行い、ここに従来の学説に反省を与える本論文を完成したことは、高い評価を与えることができよう。論者が外国語である日本語、ドイツ語などの文献を精読し、これを基礎として、手形抗弁に関する見解を日本語で表現した点にも、論者の多年の努力と優れた才能をうかがうことができる。要するに、本論文により示された黄清溪氏の学識は、法学博士(慶應義塾大学)の学位を受けるに十分値するものと判断される。

昭和五十一年九月一〇日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 高島正夫
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 内池慶四郎
副査 慶應義塾大学名誉教授 津田利治

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規程第三条によるものである。

細川哲氏学位請求論文審査要旨

鳥取大学教育学部助教細川哲氏提出にかかる学位請求論文「教育権独立論と学習権」につき、審査の結果をつきのごとく報告いたします。

一 本論文成立の背景

一九四五年終戦にともなう制度の混乱のなかで、全日本教員組合が結成され、一九四七・八年には、現行憲法の理念を具体化した教育基本法、学校教育法、旧教育委員会法がそれぞれ公布され、現行教育制度の基礎が形成されるにいたつた。その後、一九五〇年に文部大臣(天野貞祐)は、道徳教育振興、修身科復活を強調し、日教組もこれに抵抗し「自主的教育確立」をめざし第一回教研大会を開催するなど、次第にその運動がたかまり、文部省対日教組の抗争が具体化してきた。

さらに、一九五六年地方教育行政の組織及び運営に関する法律(通称 地方教育行政法—教育委員の公選を任命制に改正等)の制定や、翌五七年文部省の教員に対する勤務評定の実施、これに対する日教組の非常事態宣言や勤務評定反対闘争ならびに反対闘争事件、同六

一年中学二・三年全生徒一せい学力調査実施についての文部省発表、日教組等の学テ反対闘争および反対闘争事件、同六五年以来のいわゆる家永教科書訴訟（第一次訴訟、第二次訴訟）などがあつた。そして、一九六〇年代には、多いときで全国の裁判所に百数十件の教育関係事件（主として刑事事件）が審理されていた由である。

一方、一九五七年文部省告示による学習指導要領における「特設道德」に対し、宗像誠也氏（東京大学教授当時）は、「教育権」という概念にもとづき、反対の理論を展開した。要約すれば、道德要領に反対の価値観をゆうする者でも、自分の子どもに義務教育において、それによる道德教育をうけさせねばならないのか。親には自分の子どもの価値観の決定に対して教育行政に抵抗して発言する権利がある。そして、これを親の教育への発言権といい、教育権とは、教育に対する権利・発言権という意味であるとする。そして、このような教育権を契機とし、また、この発展的なものとし、教師の教育権等が次第に理論構成され、文部行政に抵抗する武器として使用されるにいたつた。

このように、文部省対教員集団、ことに教員集団の文部省に対する抵抗として、政治的要求ないし裁判をとおし、あるいはこの支援として、教育に関する法理論が形成されてきたところに、教育法関係理論の特色がある。そして、抵抗のための理論は、ときに目的獲得のため主観的独自の理論が強調されることもある。一面において、このような独自の主張も、その時代的背景ないし現実の文部行政を考へるとき、心情的にやむをえないものがあるといいうるかも

しれない。しかし、他面において、いつの時代か冷静・客観的にこれらの主張・理論を再検討し、取捨選択しておくことも、法理論の正しい発展のため是非必要なこととおもう。

細川氏の論文は、このような見地より、上記の多くの諸現象を分析整理し、そこに現われた理論の再検討をなすとともに、日本教育法学会（一九七〇年八月創立総会）における多数説と目される理論の分析批判をこころみている。換言すれば、文部省の諸見解やこれに対する批判としての諸論を、さらに自己の学問的見地にたち、純粹率直に再検討したものである。そして、教育基本法制定より今日にいたる教育法関係の主要問題のすべてを体系的、詳細に再検討整理したものとすれば、唯一の論文であり、この論文のもつ存在意義ならびにこの論文における細川氏の基本的態度と学問的意欲は高く評価されるべきであらう。

二 本論文の構成および具体的内容

この論文は、本文一七〇〇枚（二〇〇字詰）をこえるものであるが、その構成は以下のごとくである（但し、記述は章・節にこめ教は省略した）。

第一章 序 論

第二章 教育権の帰属

第一節 教育権の意義

第二節 親の教育権

第三節 国家の教育権

第四節 国民の教育権

第五節 教師の教育権

第三章 わが国教育権の歴史的背景

第一節 戦前の教育権思想

第二節 戦後教育民主化と教育権

第三節 戦後教育行政権の展開と教育権

第四節 教育裁判闘争と教育権

第四章 教育権独立論

第一節 教育行政権独立論

第二節 教育権独立肯定論

第三節 教育権独立否定論

第四節 教育権独立に関する各国法制

第五節 教育権独立論の内容分析

第五章 教育権独立論に関する問題点

第一節 教育基本法の性格と準憲法論

第二節 学習指導要領の法的性格

第三節 教育の政治的宗教的中立性

第四節 学問の自由と教育の自由

第五節 教員の身分と教育労働の特殊性

第六節 教育の本質と法

第六章 教育裁判と教育権

第一節 戦後教育裁判の概観

第二節 教員の勤務評定裁判と教育権

第三節 学力テスト裁判と教育権

第四節 教科書裁判と教育権

第五節 教育権に関する外国の判決例

第七章 学習権の歴史的思想的背景

第一節 学習権の意義

第二節 学習権の歴史的背景

第三節 学習権と自然法

第八章 学習権と教育権の方向性

第一節 諸外国憲法における学習権

第二節 学習権の性格

第三節 学習権と憲法解釈の変遷

第四節 学習権の立場からの教育内容と方法

第五節 学習権の位置づけと教育権の方向性

さて、この論文は上述のごとき内容をゆうするが、読了して感じたところを率直に述べると、第二章教育権の帰属およびその発展的理論としての第四章教育権独立論に学問的興味を感じた。そして、第七章以下は、この論文の帰結であり、論者もこの部分にかなりの力点をおいているものと思われるが、提言ないし問題提起と理解され、こん後の詳細かつ具体的な研究をまつ部分といえよう。

第二章においては、天城勲氏が今日使われている教育権の用語例を整理敘述したところを紹介し(同氏はそこで教育権の用語例十をあげている)現在教育権概念の混乱を明らかにしたのち、こん後の議論

展開のため、一応、教育権とは教育をなす権利権能をいうと定義する。そして、このような意味の「教育権」は権利性のきわめて稀薄なものであり、将来の方向性としては、「教育をする義務・責務」へと止揚されるべきものと考えると、細川氏の思考の基本的方向を示したのち、極めて重要な問題である教育権の帰属の検討に移る。

さきに述べた宗像氏の教育権概念は、必ずしも伝統的法学概念にしたがつて構成されたものではない。同氏はさらに、「教育権は現在の日本の国家権力の教育政策への抵抗の性質を帯びてくるのである。この性質を抜きにしては、教育権を論ずる理由がなくなる」という。また、啓蒙的な著述とおもわれる同氏の「私の教育宣言」(岩波新書)において、国の意思としての法律すなわち自民党の意思という思考を随所に示される。そして、同氏の影響を強くうけた教育(行政)学者、現場の教員(主として公立中小学校教員)の主張・要求として、いろいろの方面で教育権という言葉が使われてきた。現場の教員諸氏の主張要求は、現場なるが故に、切実・現実的である。このため、外見、法律学的用語を用いた非法律学的発言であつても、一概に無視しすることはできない。これらを、いかにして法学の場に還元して理解し、批判するかが、教育権の帰属において細川氏の苦心したところの一と思われる。

教育権の帰属として、まず、親の教育権をとりあげる。そして、この種教育権における義務性を強調するとともにさらに、進んで「子どもの教育を受ける権利」―学習権―を中核として構造化すべ

きだと主張する。同氏の論理を推進するかぎり、この主張は正当なものであろう。しかし、このような構造化がなされた結果は、現在いうところの親の教育権と具体的にどのような差異がでてくるか(理念的にはともかく、現実の問題として)。また、公教育をうけている子どもに関するかぎり、親は自己の子どもに教育を施すだけでなく、子どもの教育が不当な支配をうけたとき、親がこれを排除することも、親の教育権のなかにふくまれるのではなからうか。そうであれば、子どもの学習権を前面にうちだしても、親の教育権は、教育法関係において重要な要素として残るといわざるをえない。

国家の教育権については、鋭く見解が対立する。細川氏は、国家の教育権を肯定する立場にたつが、学習権を中核として立論するため、従来の肯定説とは異つた理論構成となる。このため、田中耕太郎博士をはじめとする多くの見解に対して批判が加えられている。ただし、これら批判のうちには、若干の疑問の残るところもある。例えば、田中耕太郎博士の見解を批判するにあたり、この見解は、「おそらく憲法は国民と国家の権利義務関係を規律する法である」という観念を前提とし……といひ、この前提が当然誤りのごとき論理を進める。もちろん、憲法が国民と国民の法律関係にも効力が及ぶという主張は、憲法第二八条等をめぐり主張されることもある。しかし、この考え方は、日本のみならず西ドイツにおいても大いに議論の存するところで軽々に論断しえない大問題である。また、この論文のそこで論ぜられるところのものは、憲法の基礎をなす論理とし

て、われわれも細川氏に同調するにしても、すべてを「日本国憲法」に期待し、すべてを「日本国憲法の条文」の内容をなすものと理解しようとする態度は、必ずしも妥当とはいえない。換言すれば、「日本国憲法」の条文よりみちびかれる内容にはおのずから限界があり、また、これに多くを求めすぎると、結果において憲法の内容を不明確にし、かえつて憲法の保障する基本的人権の保障を弱体化するおそれさえあるのではなからうか。

つぎに、国家の教育権否定論は、国家の教育権と国民の教育権とを二者択一的に把握し、国民の教育権を主張することにより、国家の教育権を否定する論法をとる。そして、この説は、教育を外的事項（教育条件整備）と内的事項（教育の内容）に分割する。前者については、国家が法律により立入ることはできる。しかし、後者については国家権力の介入をみとめない。

これに対し、細川氏は、法律によればどのような教育内容への介入をしてもよいとするものではないことを前提としながら、教育的的事項には一切の国家の関与を許さないとするのも間違いであると強く論断する。そして、その根拠として、国家と国民との基本的一体性、および教育内容についての大綱的基準立法は子どもへの学習権保障のためにも必要、さらに学習権は生存権の一であり、生存権は本来国家の関与を求める権利であることを挙げる。

結局、細川氏によると、国家の教育権と国民の教育権とは、根源的には学習権より派生するから、二者択一的のものでなく、両者併

立も容易にみとめうることになる。

教師の教育権については、通常、教師の教育の自由を前提として、権利行使が主張される。まず、いわゆる教科書裁判の杉本判决にあらわれた、学問の自由と教育の自由とを同一視し、さらに、公教育教員の教育の自由は、大学教員の場合と同様、憲法第二三条により保障されるという見解に反対する。すなわち教育は学問の自由を前提とするが、教育すなわち学問ではなく、また公教育教員には、公教育のゆえに、さらに、大学生と中小学校生徒児童とは、その知的レベルの差異の故に、公教育においては、教育の自由が制限されると主張する。

このほか、教師の教育の自由を、教育基本法第一〇条第一項の「不当な支配」、あるいは学校教育法第二八条などの実定法に根拠を求める見解、または教師の教育権は教師の「真理の代表者」たることに由来する説等についても、詳細な反論が述べられている。

つぎに、この論文は、第四章で「教育権独立論」を検討する。教育権の独立は、一般行政権から教育権の独立という意味に使われる場合もあれば、教師の教育権が教育行政権より独立という意味に使われる場合もある。そして、もし後者の教師の教育権を強く主張するためには、前者に関し政府より独立した中央教育委員会などを設ける必要がある。これは、丁度、地方自治における団体自治と住民自治の關係に類似する。しかし、細川氏の場合、前者については、現行制度までの変遷を簡単に述べるにとどまり、第四章では、後者

の批判的記述に重点がおかれている。

教師の教育権の独立については、自然法的な本源的な教育権をゆうする両親の委託をうけて教育をおこなうことであり、弁護士・医師等の知的職業に共通した職業倫理にしたがわなければならないが、外部勢力に対しては、「不羈独立」という説をあげる。そして、この説に対し、かかる主張は、望ましい理念であり、法令の解釈の指導理念としては意味があるが、現行法上はかかる保障があるとはいえないとし、このような主張により、教育行政権より教師の教育権が独立しているとはいえないとする。

つぎに、教育基本法第一〇条第一項を根拠として、教師の教育権の独立を主張する見解をあげる。すなわち、同項は不当な支配の禁止と、国民全体に対する直接的な教育責任とを規定する。そして、この論文では、このような主張に対する賛否両論が述べられている。さらに、教育の内的事項についての教育権の独立を主張する見解に対し、内的事項につき教育行政権が全く介入できないというのではなく、介入の限界を問題にすべきことを指摘する。

なお、この論文では、教育権独立否定論についても紹介をなしたのち、法や行政による教育の規制は、必要かつ最小限度にとどめ、教育の自由をできるだけ尊重すべきであるが、現行実定法上は、教育行政権に対し教師の教育権独立をみとめる根拠をみいだせないという結論。

この論文のなかで、教育権独立論は、細川氏の最も力を注いだ部分の一つであろう。教育法関係理論を、文部行政に対する抵抗の理論

とする主張が有力になされている場において、伝統的公法理論を基調とした細川氏の再批判は大いに意味があるとともに、同氏の見解は大綱においては正当であり、評価さるべきものと思う。

さらに、このような教師の教育権の理論的側面だけでなく、個別具体的な内容として、教育過程編成権、教科書教材の採択権、教師の研修、成績評価権が検討されている。これらは、いずれも文部省と教員集団との間で激しく争われてきたところである。

また、勤務評定、統一学力テスト、教科書に関する裁判が、教育関係の裁判として著名である。そして、前二者は、教師の教育権の独立をめぐる裁判でもある。また、教科書裁判は、検定不合格処分取消しに関するいわゆる杉本判决（第二次訴訟）と、検定不合格処分取消しにもなる損害賠償等請求の高津判決（第一次訴訟）である。そして、これら判決は、教科書検定不合格処分の違法性が主たる争点でありながら、相対立する理論構成を採用している。なお、細川氏のこの部分の記述は、いわゆる綜合判例研究的手法をもつて、確実に判例を追及している。

この論文の第七・八章は、学習権について論じている。これが本論文の結論でもあり、また、この論文の随所に断片的にあらわれた、細川氏のいうところの学習権の総合的・体系的記述でもある。

もつとも、学習権という言葉自体は、かなり広く用いられている。例えば、昭和四八年の日本教育法学会研究総会においてもこれ

がとりあげられ、同学会年報第三号も「国民の学習権と教育自治」という主題の下で、諸論稿が掲載されている。そして、ここにおける学習権は、例えば労働組合の学習会の根拠としての学習権などを含み、積極的に学習する権利というごくよく解されている。

これに対し細川氏の学習権の発想は、公教育における子どもの「教育を受ける権利」＝「学習権」であり、従来の教育法関係が諸種の教育権を中心に構成されていたことに対し、学習権を中心に再構成しようとする。したがって、上記の学習権とは、その内容も異り、細川氏独自の概念といふことができよう。

つぎに、学習権の性格とし、従来、教育を受ける権利が、主権者国民の民主政治能力の拡張のために国家の条件整備を求める権利、あるいは、憲法第二五条の生存権の教育・文化面へのあらわれ、したがって、国家が教育の機会均等化の経済的配慮をおこなうことを意味するといふ説等を一面的として斥ける。細川氏によると、教育を受ける権利は、子どもが人間としてその能力を全面的に発達させるような教育が受けられるように、国家に対して積極的に要求する自然権社会権的人権としてとらえるべきだとする。さらに、教育を受ける権利は、具体的権利でなく、抽象的権利・プログラム規定にとどまるとする通説にたいし、諸条件を整備して具体的権利にまで発展しなければならぬという。そして、その可能性のあることをいわず朝日訴訟上告審が憲法第二五条の一般の生存権を、従来の通説たる抽象的権利にたいし、具体的権利と判断したこと、ならびに憲法の解釈態度によつて可能とする。このように、学習権は、こ

れを主張するだけの存在価値があるとともに、是非これを主張しなければならぬことを力説する。そして、このような学習権が樹立すると、従来の諸種の教育権はどのような方向に推移していくかを述べ、この論文を結ぶ。

三 結語

この論文は、現行憲法下における教育法関係の主要な問題のすべてをとりあげている。その意味で、教育法関係の縮図であり、細川氏の努力には敬意を表さねばならない。

また、この論文において、論者は、教育法学会における通説を正面より批判する。従来の教育法関係理論を整理し、これを批判することは、仮りに細川氏の見解が通説的立場の人により承認されないとしても、教育法学の今後の発展のため極めて有用と思われる。

学習権は、単に言葉のいいかえではなく、理念的にはもちろん、現実的にも諸種の教育権規制に有効である(児童不在の文部省対教員集団の教育権論等、教員集団内における政争という好ましくない事実も存する)。ただし、この部分は、前述のごとく、問題の提起として今後におけるその完成をみまもりたい。このため、敢て以下のごときを付記する。学習権を樹立するため、あるいは教育権を論ずるにあたり、教育の本質なり概念なりを一層深く理解すべきである。教育法関係の諸論は、細川氏をふくめ、法学者・教育行政学者が主体となつて形成されるためか、形式的、抽象的な定義が突然あらわれ、さらに深い追究のなされない場合が少なくない。

教育を如何に定義するかは、教育学上の大問題であり、立場の如何によつては、本来的に自由とも、独立とも、個人の完成に関するものともいえない場合がある。したがつて、学習権理論をより確実にするためには、この辺の吟味を十分になす必要があろう。

さらに、教育を国家以前・法以前のものという考え方が当然に採用されている。果して、そのように当然のことと理解してよいか。教育という言葉の発生の事情自体が、むしろ国家と共に、法と共に出現したのである。したがつて、たとえ国家以前のものとするにしても、慎重にとり扱う必要がある。

細川氏の論文について、多くの批判的言葉を述べてきた。しかし、これは、同氏の研究がすぐれたものであり、かつ、独自の見解ともいふべき学習権理論の完成を願ひ、敢て付言したものであり、この論文の学問的価値を云々したものではない。また、審査にあたり、細部についてはわれわれの間に異つた見解があるにせよ、細川哲氏に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考える点においては、全員一致した意見である。 以上

昭和五十一年九月一七日

主査	慶應義塾大学教授	金子芳雄
副査	慶應義塾大学教授	村井 実
副査	慶應義塾大学教授	法学博士 田中 実
副査	慶應義塾大学教授	田口精一

備考 本学位は慶應義塾大学学位規程第四条によるものである。